

公募型共同利用電子申請システム 操作説明書補足

2011年12月28日

概要

統計数理研究所の公募型共同の申請は、平成23年(2011年)度分から、インターネットを利用した対面型の電子申請システムを通じて行っております。ここでは若干の補足説明を致します。

1 ユーザ登録

これまで同様、申請は研究代表者が行います。そのため、研究代表者は電子申請システムにユーザ登録する必要があります。登録ユーザのシステム上での識別子(ユーザID)は電子メールアドレスです。これは登録するユーザが普段用いているメールアドレスを使ってください。ユーザ登録によって新たな電子メールアドレスが発行されるわけではありません。また、このメールアドレスは、システムから登録者への連絡用として使われます。従って、他人のメールアドレスを使うことはできません。申請書の記入は案外時間がかかることですので、なるべく早くユーザ登録を済ませて、申請書の一部だけでも、早めに記入作業を開始してください。

ユーザ登録も含め、電子申請に必要なすべての操作は <http://kyodo.ism.ac.jp> からできます。研究代表者にならない人でも、研究分担者になる人は、システムにユーザ登録するといくつかの利益があります(「2 分担者のユーザ登録」参照)。

なお、「ユーザ登録する」、「ユーザIDを登録する」、「ユーザアカウントを登録する」は同義です。

2 分担者のユーザ登録

研究分担者が申請システムにユーザ登録すると、研究代表者が書き掛けの申請書類を見ることができます。また、研究分担者が入力したユーザ情報(所属機関名、役職など)を、研究代表者は申請書記入のために使うことができます。このように、申請システムを通じて代表者と分担者は申請書の完成に向けて協力することができます。

3 研究代表者同士の協力

ある課題の研究代表者が別の課題の分担者となっている場合には、その代表者のユーザ情報を、別の課題の代表者は申請書記入のために使うことができます。

4 書き掛け保存

この申請システムでは申請書類の「書き掛け保存」ができることを重視して設計しております。申請に必須な項目でも空欄のまま一端保存して、後で時間がある時に再度ログインして申請書を完成し「申請書提出」を行う、という考え方です。書き掛け(課題申請準備中)の申請書を研究分担者に見せることも、システムを通じて可能です。そのような設計であるために、必須項目が記入されていなくても保存ができてしまいます。従って「保存」は決して「申請書提出」の意味ではないことに注意する必要があります。書き掛け(課題申請準備中)のまま「申請書提出」を行わずに申請期限を迎えた書類は申請したものとは見做されません。

5 申請内容事前確認

書き掛け(課題申請準備中)の申請書の記入漏れチェックを行う機能として、「申請内容事前確認」のボタンが用意されています。これにより、申請書が提出可能な段階まで完成しているか、確認できます。

6 申請書提出

記入漏れが無くなると、初めて「申請書提出」のボタンを押すことが可能となります。このボタンを押して「申請書提出」を完了すると、申請手続きのうち電子的にできる部分は終わります。しかしこれで申請手続きすべてが完了したわけではありません。次の「所属長承諾書郵送」が残っています。

7 所属長承諾書郵送

代表者が所属する組織の長が申請を承認した旨の「所属長承諾書」に所属長の押印を頂き、郵送してください。「所属長承諾書」の書式は、「申請書提出」のボタンを押した後で、システムからダウンロードできます。